

2021.8.11

村上市子ども・子育て会議資料

# 誰ひとり取り残さない ～子どもの貧困対策～

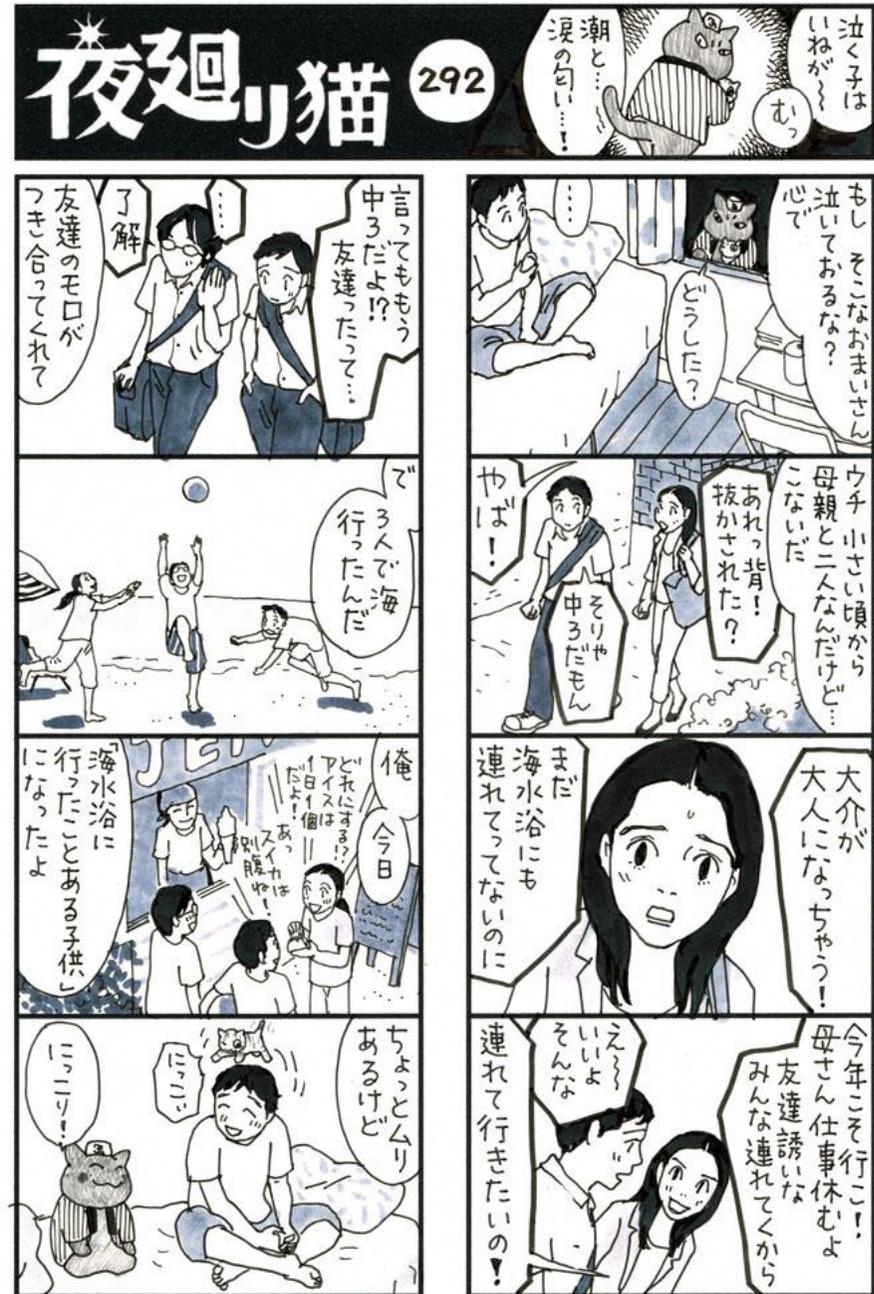
新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科

教授 小池 由佳

はじめに…

深谷かおる『夜廻り猫』 292話  
<http://www.moae.jp/comic/yomawarineco/292/1>

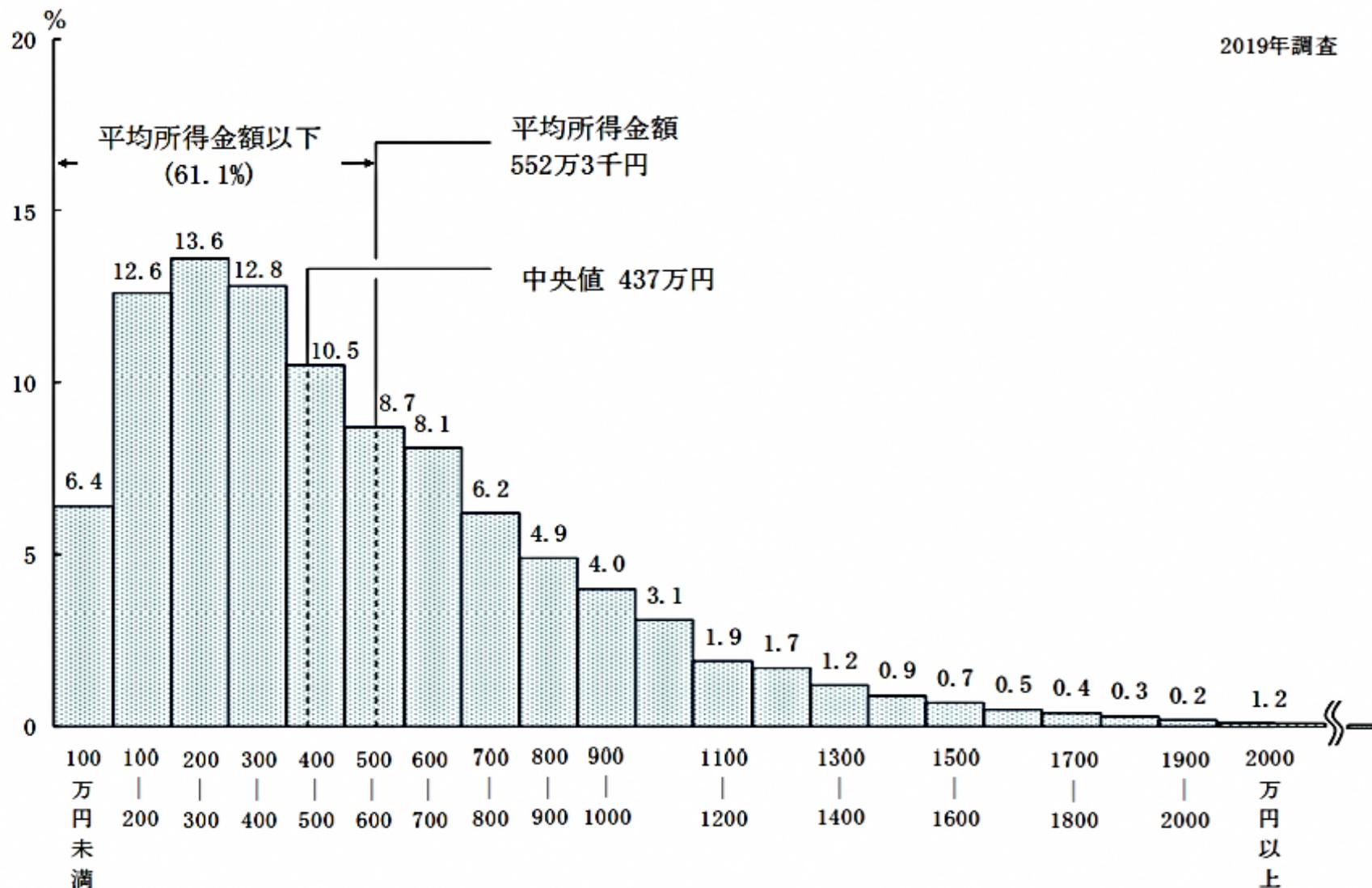
夜回りをしながら心の涙の匂いをかぎつける猫の遠藤平蔵が、その涙にそっと寄り添います。



# 貧困とは何か

# 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

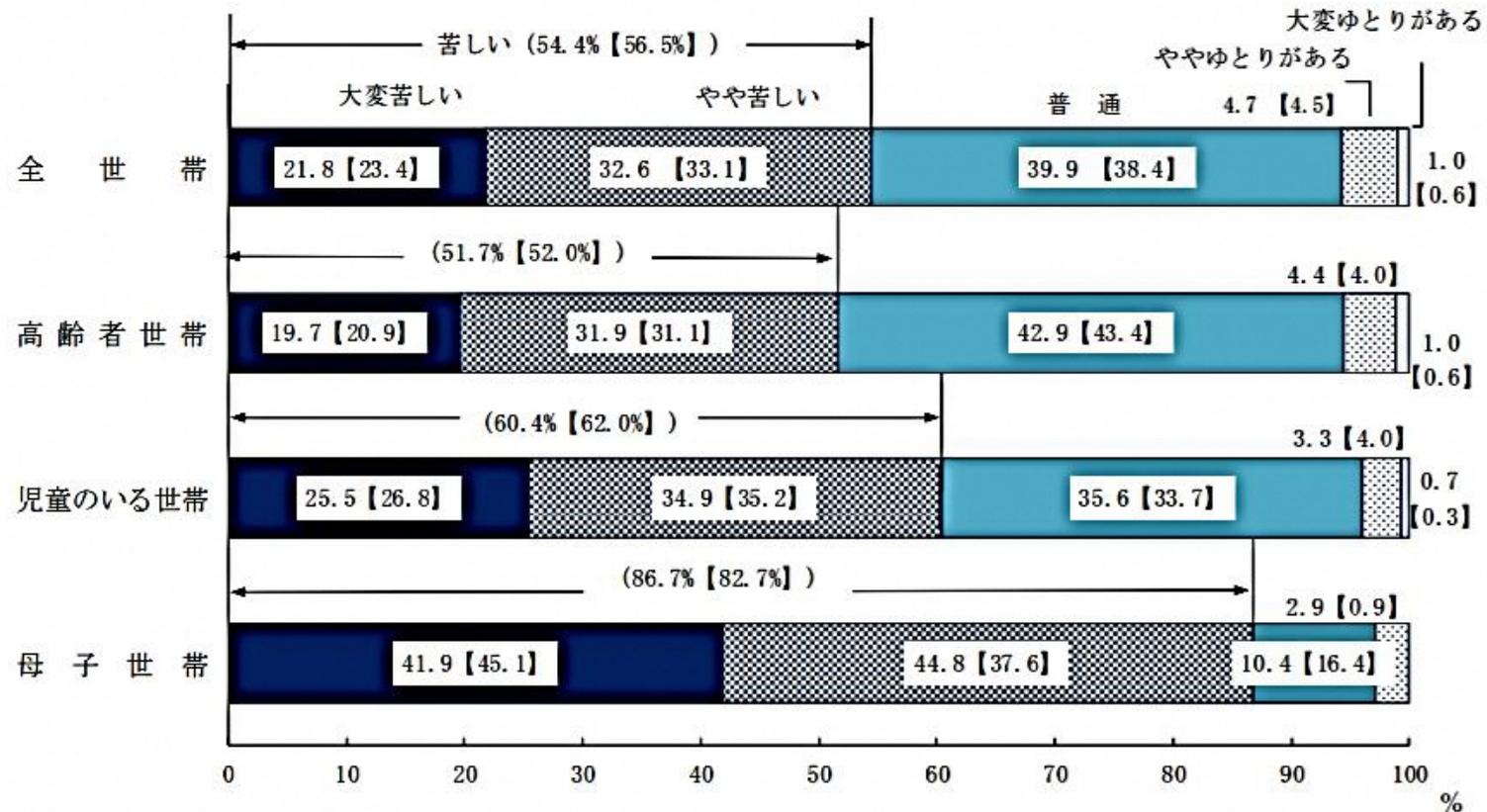


出典：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査の概況」より

# 子育て世帯だけではない「生活の苦しさ」

図 16 各種世帯の生活意識

2019 (令和元) 年



注：1) 【 】は2016 (平成28) 年の数値である。

2) 2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査の概況」より

# 「貧困」のとらえ方～「絶対的貧困」と「相対的貧困」

## 絶対的貧困

各家計がこれ以下の所得だと食べていけない、あるいは最低限度の生活を送ることができない、といった絶対的な**水準**

## 相対的貧困

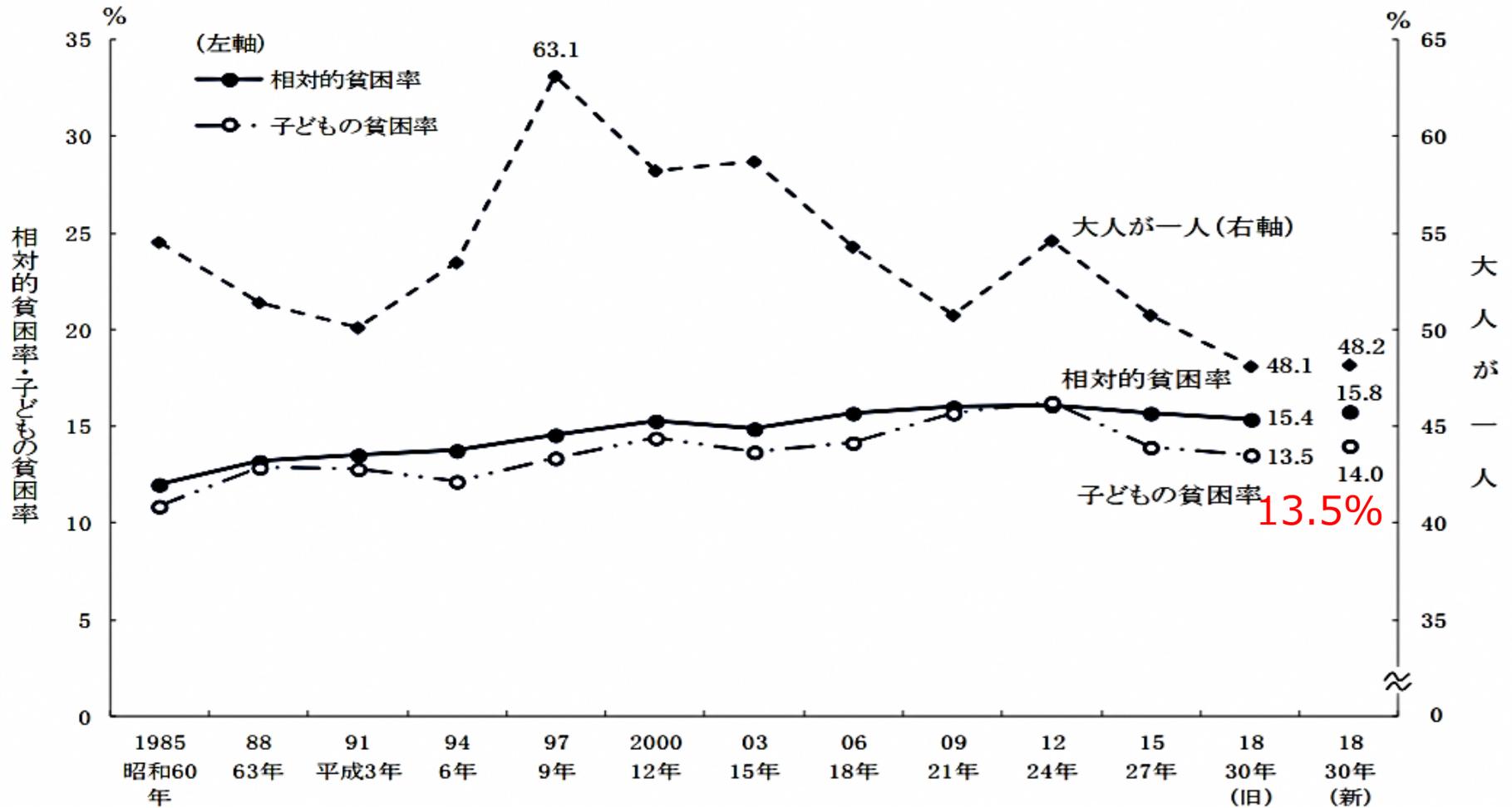
自分たちが所属する社会で慣習となっているような社会的諸活動への参加が不可能である**状態**、あるいは社会で必要とされる社会的資源において欠乏が生じているような**状態**

橋木俊詔・浦川邦夫（2007）「日本の貧困と労働に関する実証分析」,日本労働研究雑誌,563,5-6

# 「子どもの貧困」とは何か

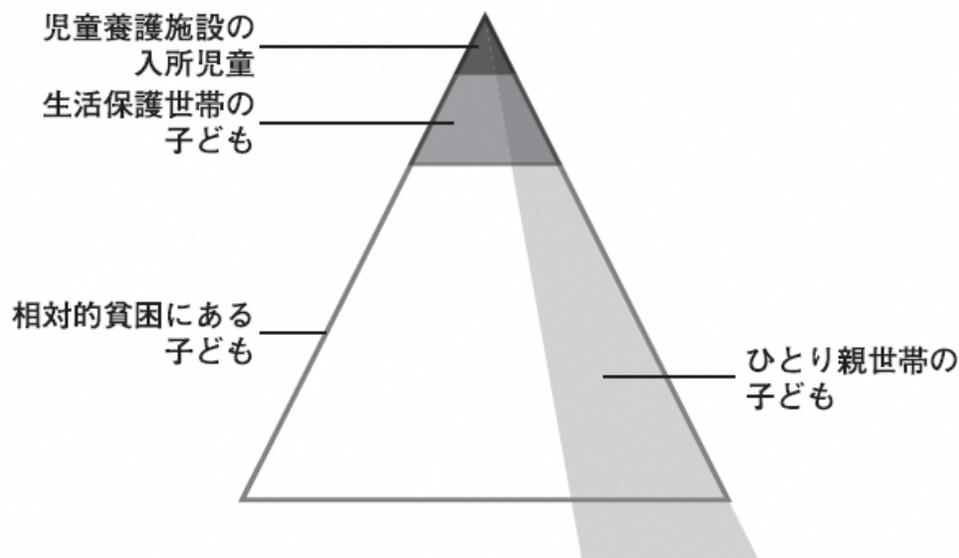
# 「相対的貧困」に着目した子どもの貧困率

図 13 貧困率の年次推移



# 「子どもの貧困」ピラミッド

〈図 1〉 子どもの貧困ピラミッド



- 児童養護施設の入所児童数／約3万人(2012)※<sup>1</sup>
- 生活保護世帯に属する子ども／約30万人(2011)※<sup>2</sup>
- 児童扶養手当を受給する世帯数／約110万世帯※<sup>3</sup>
- ひとり親世帯数／母子124万世帯・父子22万世帯※<sup>4</sup>
- 相対的貧困の世帯に属する子ども(17歳以下)数／328万人

※1～3 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報」  
(※1/2012年度 ※2/2011年7月 ※3/2013年度末)

※4 2011年 厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

出典：阿部彩「子どもの貧困とは何か」『世界の児童と母性』vol79/2015-10 p3

# 「相対的貧困」における2つの捉え方：「所得」と「はく奪指標」

- 子どもの貧困を**所得のみで捉えること**の限界と難しさ
  - 経済的困窮が招く社会生活の困難さは明らかにできる
  - 「7人にひとりが該当」という目安の共有は可能
- 一方で、そのことが生活にもたらす影響、具体的に何が生じているかを明確にすることの限界
  - 人としての生活に必要なものが提供されているかどうか  
に焦点をあてる必要性

物質的はく奪指標による「生活のしづらさ」の見える化

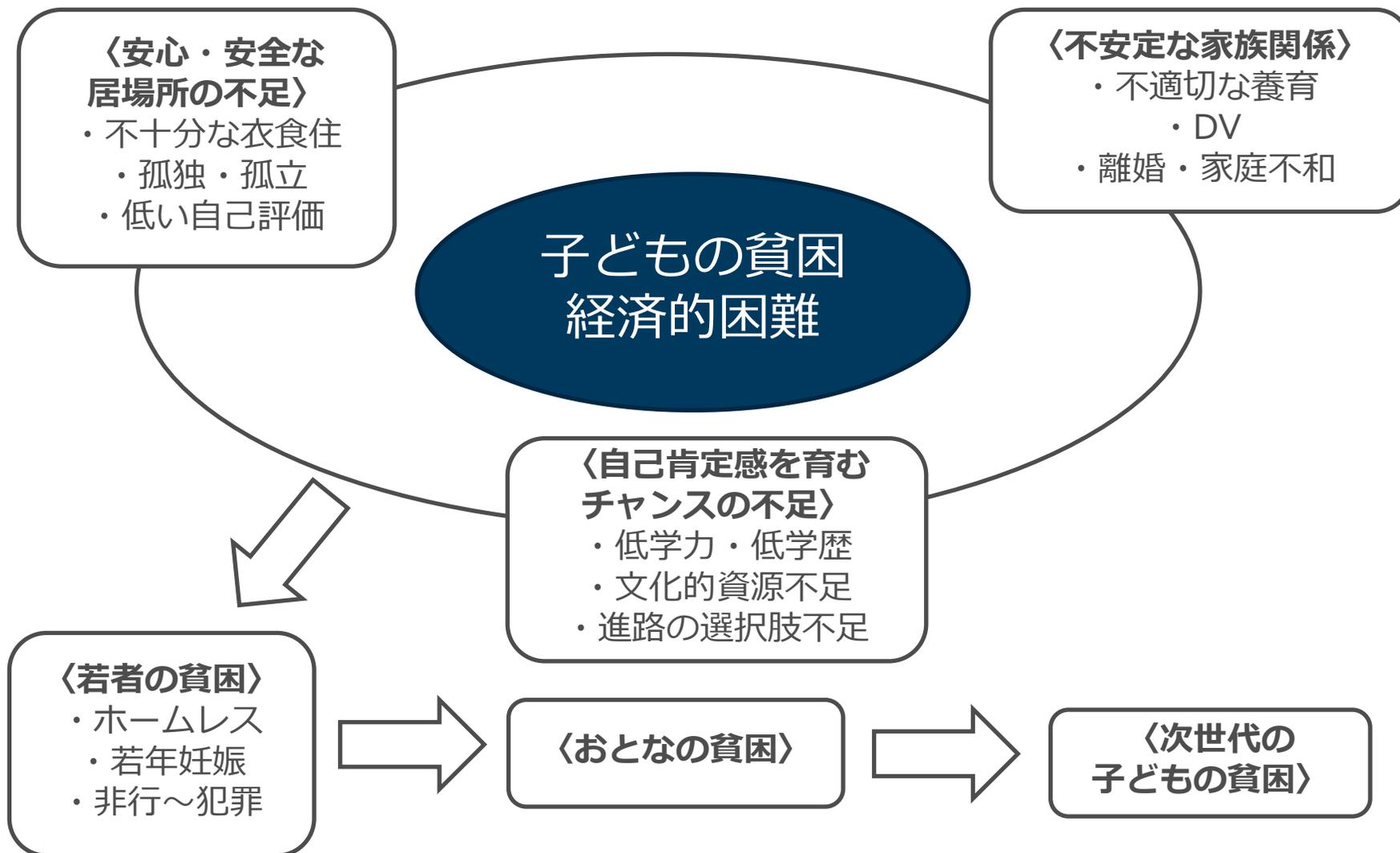
# はく奪指標

はく奪指標とはその国で典型的に保持・享受するものとされている財・サービスの欠如を示す指標

## 子どもの貧困調査で示される指標の例

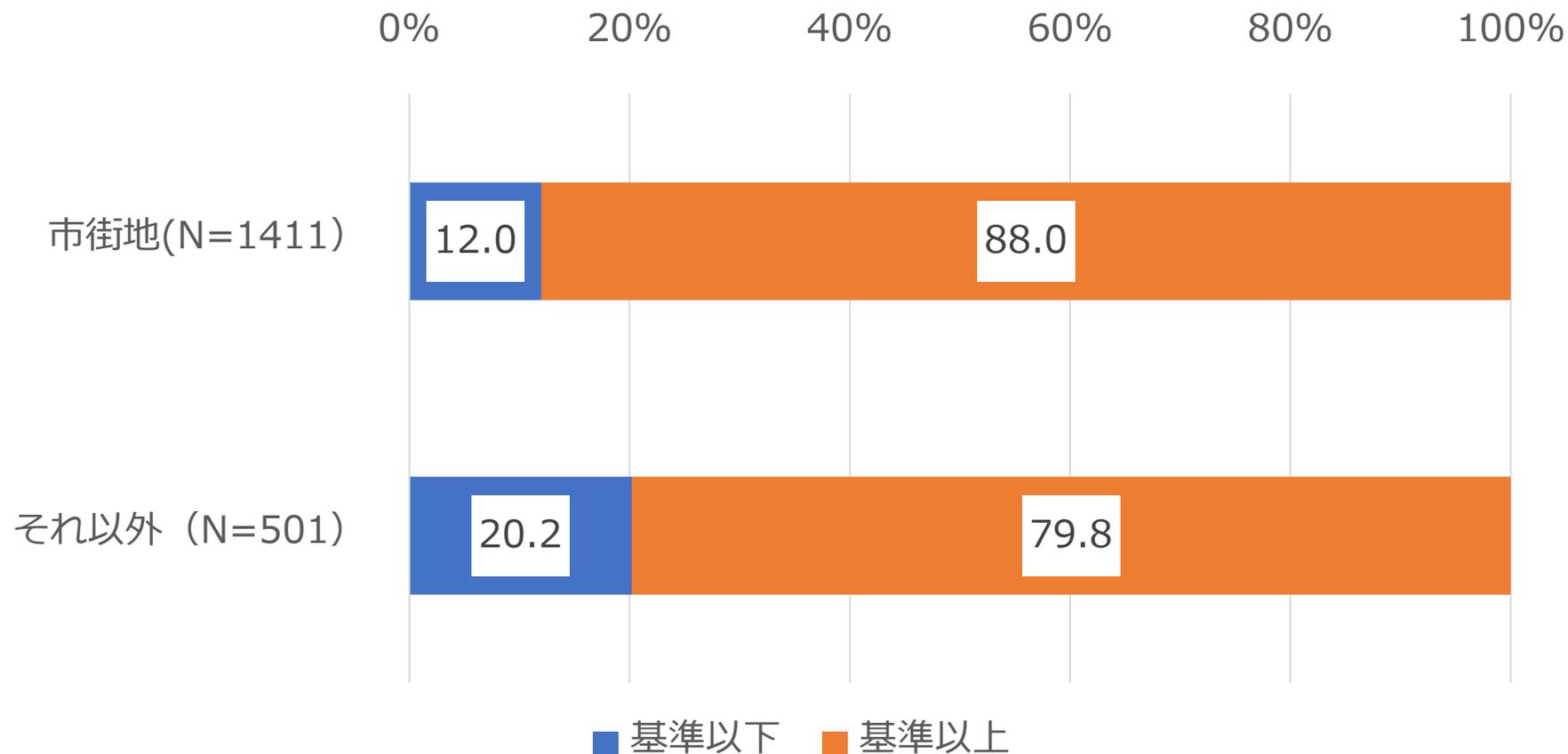
- A 毎月おこづかいを渡す
  - B 季節ごとに服を買う
  - C 毎年靴を買う
  - D 有料の学習塾に通わせる
  - E 有料の習い事（学習塾を除く）に通わせる
  - F お誕生日のお祝いをする
  - G 1年に1回くらい家族旅行に行く
  - H クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
  - I 医者に行く（医療機関での健診を含む）
  - J 歯医者に行く（歯医者での健診を含む）
  - K 子どもの学校行事などへ親が参加する
- 出典：新潟市「新潟市子どもの未来アクションプラン」より

# 「子どもの貧困」が子どもにもたらすもの…



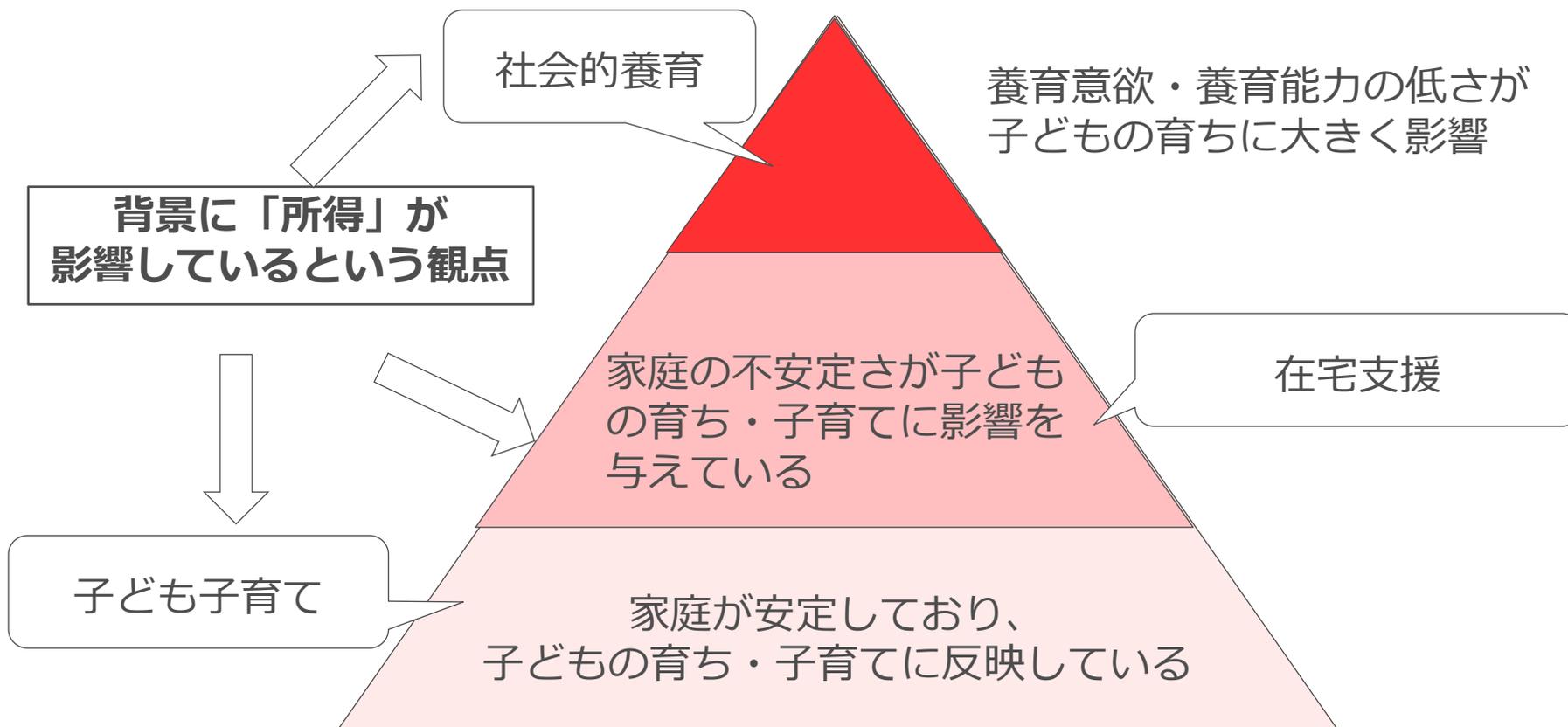
## 【補足】 「地方にはいないのでは…」ではない

- 居住地（市街地・それ以外）×所得基準



計画策定の視点  
「子ども・子育て家庭」と「地域・コミュニティ」

# 「子どもの貧困」という視点を持つこと



※子育て家庭の状況は、いつも同じとは限らない。  
行き来しつつ子育てをしている家庭や境界線のあたりにいる家庭の存在

# 「子どもの権利保障、最善の利益」 = 子ども、保護者双方への視点

1. 個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること。

2. 親が支えを得て子育てに取り組むことができ、子どもに向き合うゆとりと自信を回復することが、子どもに利益をもたらすこと。

3. 親子の関係性、そしてさまざまな人たちとの関係性の中で、子どもが他者への信頼感を高めることができること。

4. 子ども同士や大人との交流を通して、子どもの自発性や社会性が育まれること。

5. そのような関係性の中で子どもの孤立・孤独を回避し、自己肯定感を高める機会を得ることで、生き生きと生活できる環境が創造されること。

# 「経済的困窮」イコール「孤立」ではない

- 貧困とは「お金がない、つながりがない、結果として自信がない」（湯浅誠氏）が生じている状態
- 「お金がない」 = 所得保障  
就労により子育てが可能となる労働環境  
必要に応じて利用が可能となる公的サービスの実施  
→ 制度はあるけど、使えないものになっていないか
- 「つながりがない、自信がない」 = 孤立と自己肯定感の欠如  
→ 地域・コミュニティをどう形成していくか  
→ 「孤立を防ぐ」は経済的困窮を抱える家庭だけでなく、子育て家庭一般にも通じるニーズ  
→ 「居場所」をどう位置づけるか

# 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

## I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

## II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実  
など

## III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

## IV 指標の改善に向けた重点施策

### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
  - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
  - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
  - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
  - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
  - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## 施策の推進体制等

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

### <施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 「子ども・子育て支援」と「貧困対策」



**地域・コミュニティ**  
「わがごと」で「おせっかい」な  
コミュニティ  
多様なステークホルダーとの連携

**保護者・養育者**  
養育力発揮  
(保護者理解、知識・技術の習得、  
エンパワメント)

**子ども**  
子ども理解  
(発達保障・愛着形成)